

消火器の規格等が変わりました!

経緯

今回の「消火器の技術上の規格を定める省令」の一部改正（「消火器の技術上の規格を定める省令の一部を改正する省令」平成 22 年総務省令第 111 号。以下「改正規格省令」という。）は、平成 21 年 9 月に大阪市で発生した老朽化消火器の破裂事故等を踏まえ、消火器に安全上の注意事項等についての表示を義務付け、消火器の定期点検において耐圧性能点検を導入するなどの改正が行われました。

消火器の規格の改正

- 1 消火器の表示義務の内容が変わりました。（平成 23 年 1 月 1 日施行）
 - (1) 住宅用以外の消火器で追加された表示(改正規格省令による改正後の消火器の技術上の規格を定める省令(昭和 39 年自治省令第 27 号。以下「規格省令」という。)第 38 条)
 - ア 住宅用消火器でない旨の表示
 - イ 加圧式の消火器又は蓄圧式の消火器の区分を表示
 - ウ 標準的な使用条件の下で使用した場合に安全上支障なく使用できる標準的な期間又は期限として設計上設定される期間又は期限の表示
 - エ 使用時の安全な取扱いに関する表示
 - オ 維持管理上の適切な設置場所に関する表示
 - カ 点検に関する表示
 - キ 廃棄時の連絡先及び安全な取扱いに関する表示
 - ク 消火器が適応する火災の絵表示

下記は、今回改正された適応火災表示マーク（絵表示）



普通火災用



油火災用



電気災用

(2) 住宅用消火器で追加された表示(規格省令第 44 条)

- ア 住宅用消火器である旨の表示
- イ 使用時の安全な取扱いに関する表示
- ウ 維持管理上の適切な設置場所に関する表示
- エ 点検に関する表示
- オ 廃棄時の連絡先及び安全な取扱いに関する表示

(3) 交換式消火器で追加された表示(規格省令第 51 条)

- ア 廃棄時の連絡先及び安全な取扱いに関する表示



上記 1、(1)、アに記載されている「住宅用消火器でない旨の表示」で、**業務用消火器**と表示されています。

この表示は、設置先に応じ適切に選択(家庭には「住宅用消火器」の設置を促す)されるよう周知徹底を図る為、表示されています。



上記 1、(1)、ウに記載されている「標準的な使用条件の下で使用した場合に安全上支障なく使用できる標準的な期間又は期限として設計上設定される期間」で**設計標準使用期限**と表示されています。

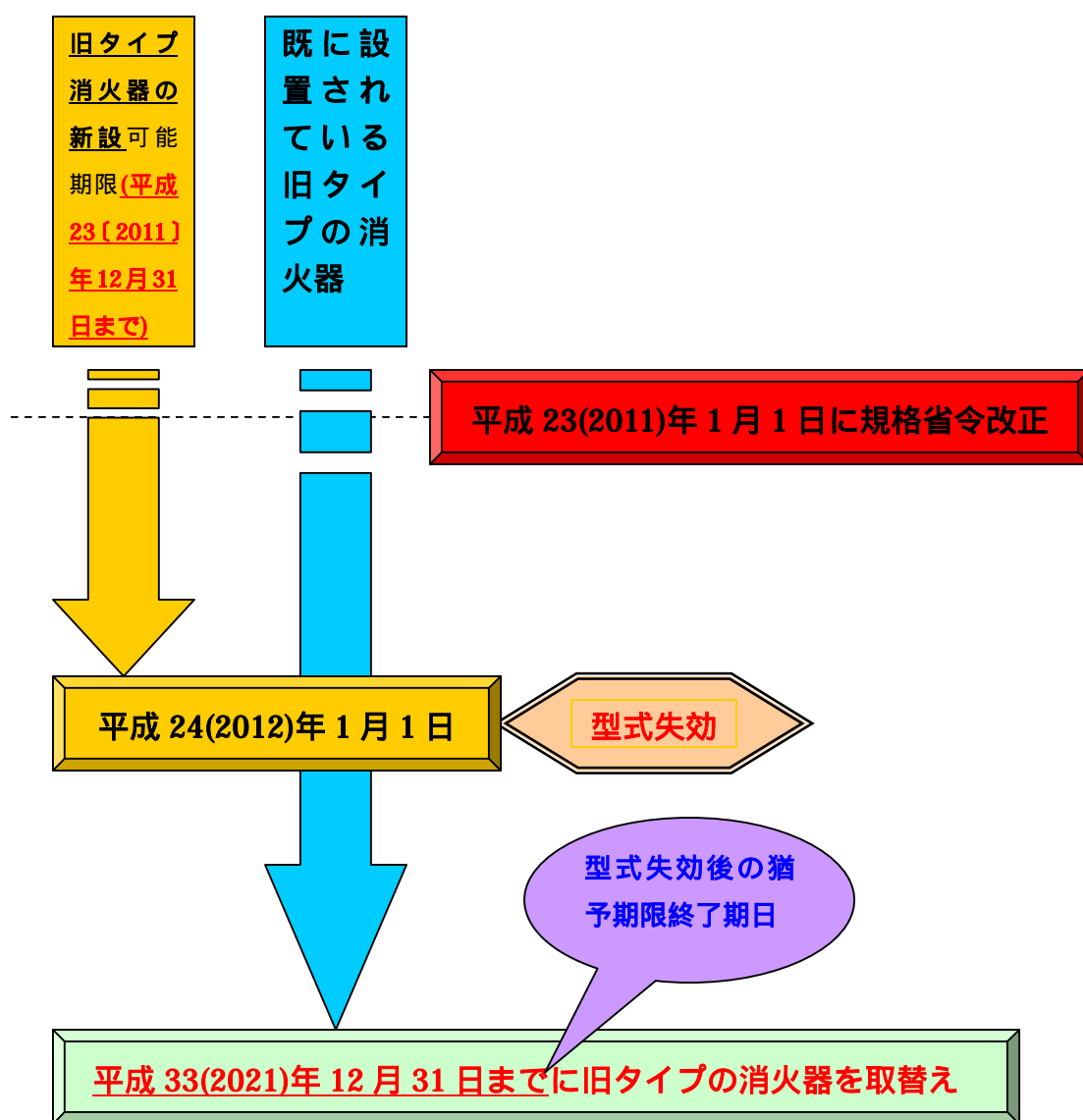


この表示は、経年劣化により安全上支障が生じるおそれが著しく少ないことを確認した期間で、消火器の置かれている環境や状況により変動する可能性があり、あくまでも目安と捉えて下さい。

2 設置されている消火器又は平成 23 年中に設置される消火器は下記のように取り扱われます。

- (1) 平成 23 年以前に設置された旧タイプの消火器は、平成 24 年 1 月 1 日に型式失効(技術要求水準に適合しなくなった旧式の機器)となります。ただし、既に設置されている旧タイプの消火器については型式失効後、10 年間(平成 33 年 12 月 31 日までの間)の設置猶予があります。
- (2) 平成 23 年中は、旧タイプの消火器の設置は可能。(新規格の消火器との併用期間となります。)

型式失効等の状況

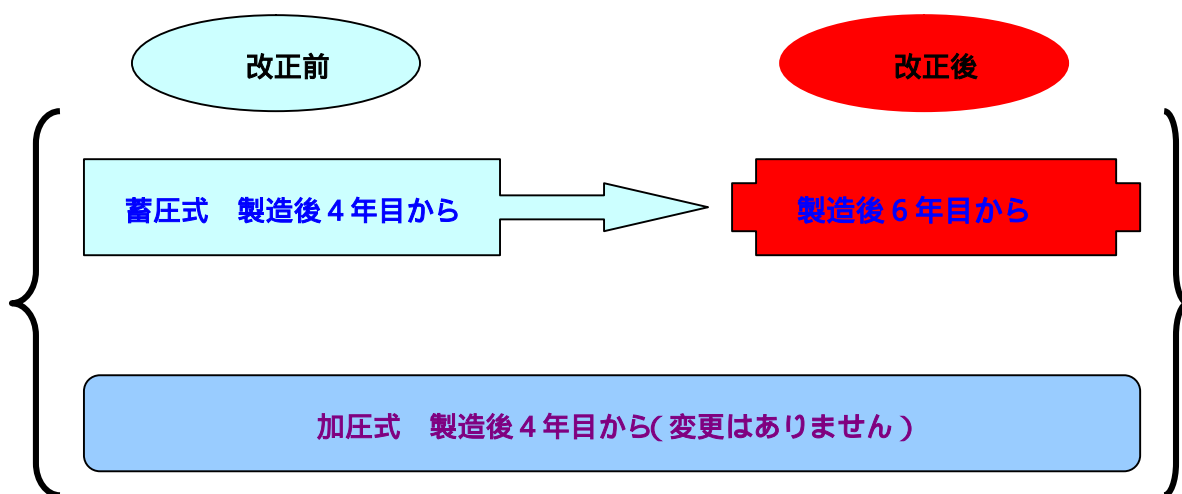


旧タイプの消火器は、平成 34(2022)年 1 月 1 日から設置出来なくなります。

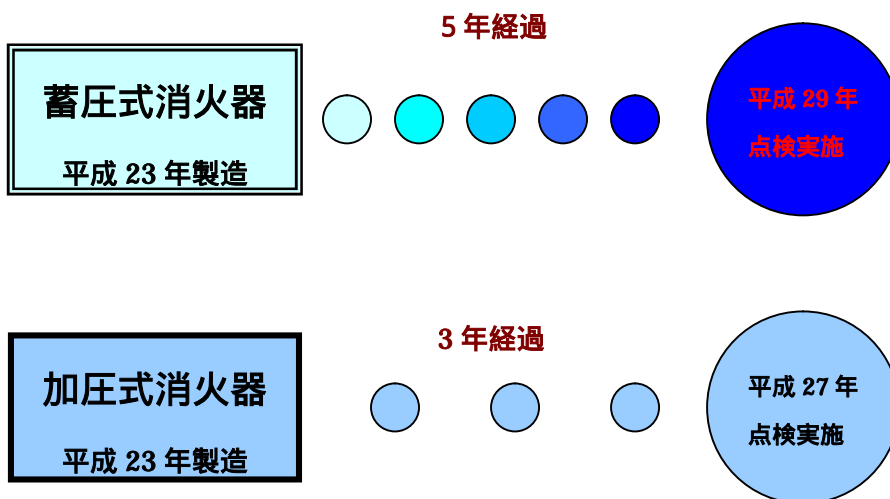
点検基準の改正

- 1 消火器の点検基準が改正されます。(平成23年4月1日施行)
 - (1) 蓄圧式消火器に関して、内部及び機能点検の開始時期を3年から5年に変更されました。(加圧式消火器は変更ありません。)

内部及び機能点検の開始は

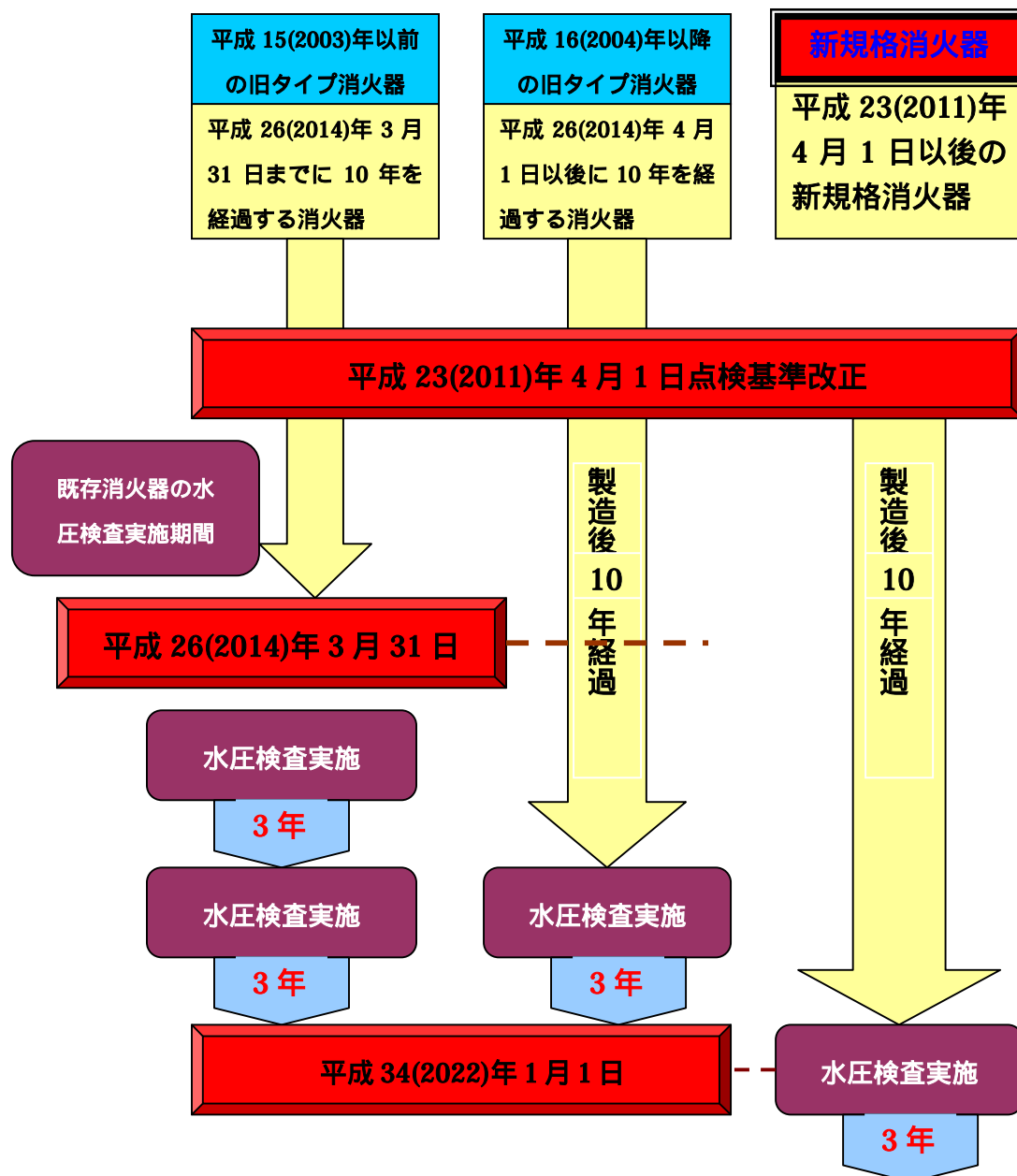


平成23年製造消火器の場合の例



- (2) 製造年から10年を経過した消火器に対して、耐圧性能点検(水圧検査)が義務化されました。(蓄圧式、加圧式は問いません。)
- (3) 平成23年4月1日の施行時点で製造年から10年を経過した消火器は、3年以内に水圧検査を実施しなければなりません。

水圧検査実施の例



2 消火器の内部及び機能点検の実施時期、方法など

(1) 消火器（二酸化炭素消火器及びハロゲン消火器を除く。）の内部及び機能点検の実施時期

ア 製造から3年（化学泡消火器にあっては設置後1年、蓄圧式の消火器にあっては製造年から5年）を経過したもの

イ 消火器の外形の点検において安全栓、安全栓の封若しくは緊結部等に異常が認められたもの（使用済みの表示装置が設けられているもののうち、当該装置が脱落していないもの、又は作動していないものを除く。）

(2) 消火器（二酸化炭素消火器及びハロゲン消火器を除く。）の内部及び機能点検、
耐圧性能点検の方法

ア 消火器の外形の点検において安全栓、安全栓の封若しくは緊結部等に異常が認められなかったもののうち、製造年から3年を経過した加圧式の粉末消火器及び5年を経過した蓄圧式の消火器にあっては、**抜取り方式**により点検を行うことができる

イ 消火器の耐圧性能に関する点検について、製造年から10年を経過したものは、**平成26(2014)年3月31日までの間は抜取り方式**により点検を行うことができる**（平成26(2014)年3月31日以降は、抜取り方式により点検を実施することはできず、製造年から10年を経過したものすべてに実施義務があります。）**

消火器のリサイクル・廃棄

1 廃消火器回収システムの導入

社団法人日本消火器工業会(東京都台東区浅草橋3-25-7)は、廃棄物処理法の特例である広域認定制度を申請し、環境省の許可を取得。平成22(2010)年1月1日から消火器リサイクルシールの貼付と消火器回収の新システム運用を開始し、どの製造会社の消火器でも回収できることとなっています。

【従前のシステム】

各製造会社が個別に窓口を設け、個々の製造した消火器のみを回収していました。

2 新システムの内容

(1) 消火器リサイクルシール

2011年に製造される消火器からリサイクルシールを貼付し販売されています。リサイクルシールが貼付された消火器を「特定窓口」又は「指定取引所」へ直接持ち込むと二次物流費(窓口からリサイクル施設であるメカ等への輸送費)や処理費用を徴収することなく引き取ってもらうことができます。なお、すでに市場に出回っている消火器を廃棄する場合は「特定窓口」で既販品用リサイクルシールを購入し貼付して「特定窓口」又は「指定取引所」へ直接持ち込んで下さい。

(2) 特定窓口へ回収を依頼する場合

消火器を直接持ち込まず回収を依頼する場合は、特定窓口へ回収の依頼を行って下さい。その際は、リサイクルシール代以外に、運搬費用及び保

管費用がかかります。費用については、距離・諸条件等で異なりますので「特定窓口」へ、その他の内容について詳しくは下記にお問い合わせ下さい。

(社)日本消火器工業会

TEL : 03-3866-6258 URL: <http://www.jfema.or.jp>

(株)消火器リサイクル推進センター

TEL: 03-5829-6773 URL: <http://www.ferpc.jp>

